富田林市学童クラブ指導員（非常勤職員（会計年度任用職員））採用資格試験実施要領（令和9年度採用）

1. 募集職種、募集人数及び受験資格

（1）募集職種　学童クラブ指導員（非常勤職員（会計年度任用職員））

（2）募集人数　6 人程度

（3）受験資格（下記①～④までのいずれかを満たす人）

① 放課後児童支援員認定資格、保育士資格（府地域限定保育士を含む）、社会福祉士資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状（幼稚園教諭・小中学校教諭・高等学校教諭等の免許状）のいずれかを有する人、または令和9年3月31日までに資格・免許状取得見込みの人

② 高等学校卒業者等（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等）であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業等の児童福祉事業に従事したことがある人、または令和9年3月31日までに2年以上放課後児童健全育成事業等の児童福祉事業の従事経験見込みのある人

③ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことがある人、または令和9年3月31日までに5年以上放課後児童健全育成事業の従事経験見込みのある人

④ 大学等（専門職大学の前期課程を修了した者を含む）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学等の課程を修めて卒業した人、または令和9年3月31日までに修了・卒業見込みの人

※　次のいずれかに該当する人は受験できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験

（1）選考方法　書類審査（作文含む）および面接試験

（2）面接試験

① 試験日　　令和9年1月24日（日）

※試験時間については、申し込み時にお知らせします。

② 試験会場　　富田林市役所　4階　こども育成課（富田林市常盤町1番1号）

③ 持参するもの　受験票、黒のボールペン

（3）結果発表　令和9年2月中に、合否に関わらず郵送にて通知します。

3. 受験手続

申込書類は、本人が持参してください。※郵送での受付はいたしません。

（1）申込期間　令和8年12月1日（火）から令和9年1月21日（木）まで

※　ただし、土・日曜日、祝日を除く。

（2）受付時間　午前9時から午後5時まで

（3）申込場所　富田林市役所4階　こども未来部こども育成課（富田林市常盤町1番1号）

（4）申込に必要な書類

①採用資格試験申込書（写真貼付・必要事項を記入。裏面も忘れずに記入してください。）

②受験票（受験番号以外を記入）

③資格証明書（保育士、教諭免許状等の写し）、勤務証明書、卒業証明書等

④作文（400字詰めで横書きの原稿用紙2枚程度。鉛筆記入不可。テーマの記載不要。1行目に氏名を記載すること。テーマ「子どもたちとの関係づくり」。）

4. 採用

（1）採用資格者名簿への登載

合格者は、採用資格者名簿に高点順に登載され、必要に応じて採用される資格が与えられます。

名簿登載期間は、令和10年3月31日までです。

（2）採用

採用資格者名簿上位から採用します。

（3）受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

5. 勤務形態

（1）任用期間　令和9年4月1日から令和10年3月31日

※希望される場合は、勤務成績などにより再度の任用の手続きが可能です。

（2）勤務場所　富田林市市内の学童クラブ

※富田林市立各小学校の敷地内にあります。

（3）報酬

本市の規定に基づき支給します。

【令和9年度】※予定

月額 231,600 円

月額 234,600 円（放課後児童支援員認定資格を有する場合）

※1　一時金（6月に2.325カ月、12月に2.325カ月）支給有り。ただし、新年度新規採用又は年度途中新規採用の場合、割合調整があります。

※2　昇給有り（上限有り）。

※3　別途本市の規定による交通費支給有り。

（4）勤務時間等

①勤務日　　週5日勤務（ローテーションにより週6日勤務の場合もあります。）

日曜日・祝日は原則としてお休みです。

②勤務時間　開設時間内でのローテーション勤務となります。

開設時間　・通常（平日）　　：午後1時～午後7時

・土曜日　　：午前8時30分～午後5時

・長期休業日（平日）：午前8時00分～午後7時（春季・夏季・冬季休）

③その他　　学童クラブ開設時間の変更等に伴い、勤務時間も変更する可能性があります。

また、勤務場所や行事等により勤務時間が変則となる場合があります。

（5）休暇　　本市の規定に基づき年次有給休暇を付与します。

（6）保険等　健康保険（介護保険含む）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入。

6. その他

（1）申込書類は、返却いたしません。

（2）申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。

（3）申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

（4）受験票記載の「受験上の注意事項」をよく読んでおいてください。

7. 問い合わせ先

富田林市　こども未来部　こども育成課　管理係

TEL　0721－25－1000（内線281）